【短時間労働者に対する健康保険の適用拡大】

１．適用拡大される事業所の規模

・被保険者数５１人以上の事業所

※令和９年１０月からは被保険者数３６人以上の事業所まで対象が拡大される予定。

２．短時間労働者の新たな加入対象者（パート・アルバイトなどの職員）

≪以下の要件をすべて満たす職員が加入対象者≫

①週の所定労働時間が２０時間以上であること

②学生ではないこと

③２か月を超える雇用の見込みがあること

３．特定減額特例対象者の資格取得

特定減額特例対象者とは、短時間労働者のうち最低賃金の減額の特例許可を受けており所定内賃金が月額８．８万円未満の方。特定減額特例対象者は、賃金要件が撤廃され被保険者の保険料負担が報酬に比して過大になる場合があることから、当分の間は被保険者としないこととされている。

≪特定減額特例対象者の任意加入制度の創設≫

特定減額特例対象者は上記措置となっているが、老後の保障や万が一の場合に備えたセーフティネットを拡充する観点から、標準報酬月額に基づく保険料を負担してでも被用者保険に加入することを本人が希望する際は、申出により被保険者となることができる。

≪資格取得及び資格喪失の事務手続き≫

「健康保険特定減額特例対象者被保険者資格取得／喪失申出書」…

特定減額特例対象者が、被保険者資格を任意取得または任意喪失する場合、事業主を経由して健保組合に提出する。

※事業主は、「健康保険　被保険者資格取得届」または「健康保険　被保険者資格喪失届」を作成し、対象者から提出された上記申出書とあわせて健保組合に提出する。

なお、取得年月日と喪失年月日は記入不要。

４．上記改正に伴う様式変更及び新設

①「健康保険　被保険者資格取得届」

②「健康保険　被保険者資格喪失届」

③「健康保険　被保険者区分変更届」

④「健康保険　特定減額特例対象者　被保険者資格取得／喪失申出書」

※様式は、当健保組合ホームページより取得してください。